

（案）

令和7年 月 日

横浜市会議長

鈴木 太郎 様

減災対策推進特別委員会
委員長 安西 英俊

減災対策推進特別委員会中間報告書

本委員会の付議事件に関して、活動の概要を報告します。

1 付議事件

減災及び防災対策の推進に関すること。

2 調査・研究テーマ

大地震により想定されるあらゆる被害実態に応じた事前復興の取組について

3 テーマ選定の理由

令和6年1月1日、石川県能登半島で最大震度7の揺れを観測する大地震が発生した。この地震では道路の寸断、ライフラインの途絶など半島地域特有の被害が見られ、復興の遅れも指摘されている。

そのような状況の中、令和6年6月3日にも石川県能登半島地方を震源とする最大震度5強の地震が発生しており、いまだ余震の影響が懸念されている。

近年、被災後、迅速かつ計画的に復興に向けた取組に着手、執行できるよう、平常時から大地震による被害が発生した際のことを具体的に想定し、どのような被害が発生しても対応できる具体的な対策を事前に準備しておく事前復興準備の重要性が高まっている。

また、本市においても、首都直下地震や南海トラフ地震など、いつ発生するかわからない大地震に備え、被害を最小限にする、被害を出さない防災・減災対策にこれまで取り組んでいるところではあるが、事前復興についても、防災・減災対策と並行して進めていく必要がある。

そこで、令和6年度は、発災後速やかに震災復興基本計画の策定につなげられるよう、「大地震により想定されるあらゆる被害実態に応じた事前復興の取組について」というテーマで、本市の取組の検証、他都市の取組の調査及び有識者からの意見聴取などを実施し、多方面に調査・研究を行うこととした。

4 活動内容・意見等

(1) 令和6年6月6日 委員会開催（第1回）

ア 議題

令和6年度の委員会運営方法について

イ 委員会開催概要

令和6年度の委員会運営方法及び調査・研究テーマ案について、委員間で意見交換を行った。その後、本年度の調査・研究テーマを「大地震により想定されるあらゆる被害実態に応じた事前復興の取組」についてと決定した。

ウ 委員意見概要

- ・事前復興は耳慣れない言葉ではあるけれども、石川県の経験から感じていることだが、ライフラインや道路以外にも、例えば福祉の観点、災害弱者への対応、高齢者・乳幼児への対応なども含めての事前復興が必要である。
- ・事前復興準備という言葉は非常に重要だと思っている。例えば南海トラフ地震もそうだが、ここ数年で、全国の自治体でも特に大きな被害が想定されているところ、厳しい被害が出るだろうと想定されているところであればあるほど、この事前復興の準備が少しずつ今始まっている。この機に、我々の調査・研究を通して、また各委員との議論を通じて、本市の事前復興準備にしっかり取り組み、前に進められればと思うので、ぜひこれを進めていただきたい。
- ・事前という考え方で言えば、地域防災拠点の在り方などもここで議論をしていくことはとても大事である。
- ・平成30年7月に国土交通省が復興まちづくりのための事前準備ガイドラインを策定し、それを受け各地方公共団体、地方自治体がいろいろ取組を始めているところではあるが、令和4年7月時点で着手率が全国で約65%という数字が出ている。本市でも防災の観点から様々な議論をしてきていることは十分承知しているけれども、こうした特別委員会において幅広い視点で議論を進め、少しでも横浜の減災・防災、そして復興に着手ができる体制を整えていくための議論というのは非常に大事である。
- ・事前復興という言葉は、まだまだ聞き慣れない部分もあるため、そういうところを含めてしっかりと勉強しながら、このテーマを進めていきたい。

(2) 令和6年9月10日 委員会開催(第2回)

ア 議題

参考人の招致について

イ 委員会開催概要

本委員会の付議事件に関連して、参考人からの意見聴取を行うことを決定した。

参考人：東京都立大学名誉教授

明治大学復興・危機管理研究所客員研究員

工学博士 中林 一樹 氏

案件名：都市直下地震等に対して横浜市が取り組むべき事前復興について

(3) 令和6年9月26日 委員会開催(第3回)

ア 議題

都市直下地震等に対して横浜市が取り組むべき事前復興について

イ 委員会開催概要

参考人の中林氏から講演をいただいた後、質疑を行った。

【出席局】総務局、政策経営局、都市整備局

ウ 参考人講演概要

(ア) 復興とは何かー復旧の復興ー

復旧と復興は違うが、日本の概念では復旧も復興のうちである。復興が正しくて復旧は間違っているわけではなく、むしろ復旧で済ませられない事情があるため、復興せざるを得ないというのが実態である。復旧は元に戻すことだが、復興は元に戻すのではなく、よりよくすることである。もし、災害発生前に、先進的に都市計画等に取り組み、都市構造の課題が事前に改善されていれば、被災後、都市改造までやる必要はなく、被災者一人一人の住宅再建等が復興となる。

自治体において復興について事前に考えるようになったきっかけが阪神・淡路大震災であり、阪神・淡路大震災の復興計画では、創造的復興を掲げ、その後、東日本大震災、能登半島地震でも創造的復興という言葉が使われている。しかし、阪神・淡路大震災の復興では神戸港の喫水を5メートル深くする創造的復興を目指したが、国に認められなかった。創造的

と飾り言葉でよく使われているが、何がより将来に向かって必要なのかを被災後に考え出すのは非常に大変である。神戸港も地震が起きた後に考えたことではなく、それ以前からこうありたいと思っていたことを復興で実現しようとしたところ、原形復旧にとどめられてしまった。

災害をきっかけにして、創造的に今後100年先をにらんだ都市づくりに向かうためには、災害が起きた後に考えるのでは泥縄になってしまうため、事前に創造的な都市づくりを考えておかなければならない。

しかし、過去の災害時には復興をどうするかという法律がなく、東日本大震災でも震災後に特別措置法が制定された。その後、様々な規制や許認可の措置をワンストップで行えるよう2013年に大規模災害からの復興に関する法律が初めてつくられた。国が大規模災害であると認定したときは、国がまず復興基本方針を出し、それに即して、逆らうことなく都道府県が復興方針を出す。その下で市町村が復興計画を策定することができる。

(イ) 復興は二つある－被災者と被災地－

被災後に被害状況が把握されていく中で、今までできなかった道路整備や公園整備を行い災害対応がしやすいようにする。あるいは被害が集中した場所では、何らかの脆弱性があり、改善すべき課題があるため、全体として復興まちづくり、都市計画的な改造型の復興都市整備を行う必要がある。横浜も含め課題を抱えた市街地が大きく被災した際、元に戻すということはほとんどの課題をまたつくり戻すということにつながるため、その市街地土地の課題を解決し、改善・改造する復興が被災地の復興ということになる。

公共土木事業として市街地の改造は莫大な費用を必要とするが、どのようなまちを取り戻すかが本来の被災地復興の目標である。しかし、東日本大震災の復興において、盛土やかさ上げをして新しい基盤をつくったものの、まだ空き地が多く残り、使い切れていない。つくろうとしたまちがまだ道半ばで終わっているのか、あるいは過大に基盤整備をし過ぎたという問題があったのかもしれない。

大規模災害復興法で復興計画をつくる際、厚生労働省の社会問題人口研究所が出す将来人口推計を基に、20年後の将来人口を踏まえて復興計画を

考えるという条件がある。人口が減っている地域であれば、将来はより人口が減ることを踏まえ復興計画をつくる必要がある。

また、全ての被災者が自分の復興を目指す支援として罹災証明がある。罹災証明で住宅の被害程度に応じて公平に支援が行き渡るが、事業者には罹災証明は出ない。あくまでも居住世帯に対して出すものであるため、事業者が被災して中小企業庁その他の様々な支援を受けるために、被災証明を求める自治体が増えている。

被災者復興は、居住者と事業者の罹災証明と被災証明に基づいて様々な支援により復興し、被災地復興は市街地の復興としてインフラを整備し直し、市街地の骨格をつくり直す。最大の課題は、人口減少時代においてどのようなコミュニティーを復興するかである。公共事業であれば資金を投入すればできるが、空き地をつくることに終わらないようにするにはどうしたらいいのかを今から考えておかなければいけない。

(ウ) 東日本大震災にみる被災者復興

被災地を含めて自治体の復興計画は進められ、想定する事業量や事業予算の執行率に基づき、どれくらい復興したか定量的に判断されてしまう。一方、一人一人の復興を考えるのは難しく、どのような目標で復興しようとしているのかは本人に聞かないと分からない。被災者がどのような復興を望んでいるのか把握するにも、時間とともに散り散りになり、意見を聞くことすらできない状況があったため、10年間どのような復興をしたのか追跡調査を行った。自分がこうありたいと思う復興に対して何%達成したかを復興感という言葉で表現し、復興感が高まっていくことを被災者にとっての復興とし、地域で定量的に見るために一人一人へ調査を行った。

結果、80%以上復興したと回答した人は約半分、残りの約半分は7、6割程度と回答した。被災者にとって10年で復興できなかったものが15年で戻るかどうかは非常に難しい。自治体は年を取らないが、被災者は年を取るため、諦めなければならないことが多く出てくる。取り戻しようのない問題や課題、喪失感が被災者にはある。

そのような被災者のもどかしい状況でも復興を進めていく中で、日常を取り戻し、収入が一定程度安定した人が、仮住まいからどこへ住宅を再建

するか、獲得するかを考える。これが被災者にとって最大の課題であり、住宅を建てる時に初めて復興まちづくりが自分ごとになってくる。復興まちづくりで市街地をつくる際、暗に被災者がここへ戻ってくことを前提にして事業を行うが、これからは特にそうはならないかもしれない。東日本大震災では、高齢者に区画整理した宅地を渡しても、貯金の切り崩しと年金で生活してきたスタイルでは家を建てられないため、買い取ってもらった上で、そのお金も生活費に充て、公営住宅に入りたいという需要が出ていた。どこでもいいということではなく、住み慣れた場所で公営住宅に入りたいという希望が多く、それぞれの町に県営住宅あるいは市営住宅が震災前になかった量で造られた。これが被災者復興で、被災者の復興の思いやプロセスを十分理解した上で、公共としての復興事業に取り組まなければならない。

被災者復興と被災地復興がバランスを取り、マッチングしながらマネジメントし、プログラムの的に展開していくことが非常に大事で、被災者にとっては、まず日常の落ち着きを取り戻す、収入を確保する、仮設から出た後の住まいを確保する。そこにまちづくりがどのように関わっていくかというシナリオをつくっていくことが復興計画として最大の取り組むべき課題である。復興計画は総合計画ではあるが、ばらばらと様々なものを詰め込むのではなく、被災者の思いに沿ってタイムリーに実現させながら復興に向かっていき、ハードだけではなくソフトの部分も一緒に展開していく総合的なマネジメントが重要である。

(エ) 被災地復興には二つある－原地と移転－

原地とは現在地という意味ではなく、元の場所に復興するという造語で、関東大震災は原地復興、東日本大震災は移転復興だった。東日本大震災の津波被害では1万8000人を超える人が亡くなっており、二度と繰り返さないよう安全性を確保するには、津波が来ない高台へ町を移転し、脆弱性を改善することだった。宮城県の南三陸町では、国費である復興交付金がほぼ100%投入され、世の流れに反し、コンパクトシティではなく分散型シティでつくられている。今後、全ての管理を南三陸町が行うことになり、長い道路や施設管理など、20年、30年目以降のメンテナンスに対し、当初

から危惧することが想定されていたものの、国が住宅は高台へという基本方針を出したため、やむを得ず移転したのだと思われる。

首都直下地震後に行う復興は、部分的に移転復興があるかもしれないが、大部分は原地復興になると考えている。阪神・淡路大震災では、被災地復興の地区を決めるに当たり、被害の発生状況や都市ビジョンにおける位置づけに加え、基盤整備の状況を踏まえ、基盤未整備により被害が集中したところは基盤整備で市街地を改造する。すでに基盤があるところは修復型や個別再建で支援するなどのゾーニングをして取り組んだ。

神戸は横浜と同じように、まちづくり条例をつくり、市民主体のまちづくりを進めてきた。そのような平時のまちづくりをしっかりとやっていることが何よりも事前復興に役に立つものであり、事前復興としてやっておくべきことなのかもしれない。

首都直下地震の際、大規模災害復興法の復興基本方針がどのような内容で国が出すのかというのは、東京にとっても、横浜にとっても強い縛りになる。我々が一番学ばなければいけないことは、一次避難は大変だが、地域にとどまっているため、コミュニティーで助け合いがある。しかし、二次避難は散り散りに移動が始まるため、被災地を離れ、どんどん人がいなくなるという状況になる。神戸市は、避難所に多くの避難者がいる一次避難の段階で復興まちづくりに取り組んだことが早いスピードで復興できたことにつながっている。始動が遅れば個人の復興のために最適なところへ移動し、それを追いかけて復興まちづくりを考えることは非常に難しくなる。こうならないよう平時から仮住まい等の段取りをどうするか考えておくことが重要である。

(オ) 事前復興の発想とその可能性

阪神・淡路大震災の復興はかなり早いスピードで進められたことから、東京では、被害状況に応じた復興を目指す都市復興のビジョンをグランドデザインとして描き、速やかに実施するための被災者復興につながる生活復興マニュアル、被災地復興につながる都市復興マニュアルを作成した。被災地復興は、その地域の居住者や土地家屋の権利を持っている地権者の方と一緒に取り組まなければならないため、その方々にも被災後の復興ま

ちづくりは、防災まちづくりとは異なることや今できないこともできるようになる可能性を知ってもらう必要がある。復興まちづくり訓練のような取組で、市民にも事前復興を自分ごととして捉えてもらうことも大事な取組である。

また、復興体制の本部を政策企画が担当し、復興訓練は都市整備課が行っていたが、今年から両者が事務局になることとなり、さらに本格化することに期待している。東京都の立場としては全体像を見てどういう方針を出すかが大事であり、都の訓練として各区・各市からこのような復興をやりたいと申し出があったときに、どのように調整し、都としての方針にまとめていくかという訓練を行い人材育成に取り組んでいる。必要なのは事前復興の準備をしておく計画であり、準備だけではなく、訓練を通してマニュアルを使いこなせる人材を育成しておくことも大事である。

復興まちづくりだけが事前復興計画ではなく、何よりも早く必要なのは被災者の復興支援である。罹災証明の発行から始まり、瓦礫の解体、家屋の再建、それらに合わせて復興まちづくりをどこでやるか公表し、復興まちづくりから外れているところは速やかに再建を開始し、支援メニューを提示していく。事前の復興準備をしておくことによって、防災で被害を減らすことに加えて、より早く復興ができる。それが将来に向けて何をしようか、被災後に創造的なことも考える余力として生まれてくる。

しかし、事前復興に取り組んで被災した自治体はまだないため、事前復興による効果は実証できていないが、事前復興に取り組んで継続しておくことは必ず役に立つ。

(カ) 横浜の地震被害と事前復興の課題

建物の瓦礫が残っていることが想定され、そこで復興を考えるは難しいため、火災で燃えたところを中心に改造型のまちづくりを考えていくことになる。火災の被災者は全てのものを失うため、いち早く復興したいところだが、まちづくりするからとストップをかけることになる。その期間をなるべく短くし、迅速に復興しなければいけない。

また、洪水ハザードマップで浸水が想定されている場所は、間違いなく液状化が発生し、一番揺れが強くなる。そこは地震の被害や火災の発生確

率も高いため、地震・火災・水害からの復興を重ね合わせて考えるということを経験復興の一つのビジョンとして捉えておくことが重要である。

このような状況の中、横浜市で被害想定のおおりの被害が出たとき、どのような復興をすべきかということだが、1番目が木造密集市街地での原地的復興、火災での改造型、大規模に被害が出ないところでは部分的に課題を解決する修復型での市街地の復興まちづくりを行う。2番目に横浜は傾斜地あるいは宅造地が多いため、移転復興を考える必要があるかもしれない。このようなまちづくりを迅速に考え、市民に示し、被災した人にどのようなスケジュールで被災者復興を考えればいいのかを示す必要がある。

地震の被害だから地震からの復興ではなく、地震でも被災したところが津波や水害の被災地にもなり得るのであれば、地震にも水害にも強いまちとして、一つの復興で両方の安全性を担保していくことを今から考えておくことが、実際の復興で役に立っていく。

防災まちづくりは、現状の街や生活を前提としているため、道路を少し拡張する、ブロック塀を生け垣にする、隅切りを入れるなどの修復型になるが、全部焼失した、倒壊したとなると、新しく道路をつくることや町並みを形成することができ、まち全体をつくり変える改造型が可能になる。つまり、防災まちづくりの延長上に必ずしも改造型のまちづくりはない。復興まちづくりをやらなければいけない状況は、被災者一人一人の復興も、今の家、今の仕事という保障はなく、新しい取組として考えなければいけない。それを市民の方々にも知っておいてもらう意味で、ただ単に事前復興の計画をつくるだけでなく、実践する人材育成をし、それを実践するであろう場所を想定し、地域住民の方にも事前復興として復興とは何か学んでおくことが実効性のある取組につながっていく。

現状の日常がある中では、事前の都市づくり、まちづくりが想像しにくく、反対され失敗するかもしれないが、事前にやっておく取組こそが事前復興という概念では非常に役に立ち、復興がうまくいくことにもつながっていく。

エ 委員意見概要

- ・被災者の内面に配慮したコミュニティーを生かしたまちづくりをする必要

がある一方で、津波被害にあわない高台移転等のハード面を考慮したまちづくりを両立させる難しさがある。

- ・被災地を復興するに当たり、地域をまたぐはざまに住む住民の理解を得られるように進めていく必要がある。
- ・発災後、国の方針が示されるが、事前に都道府県や市町村が事前復興を検討していたとしても全く違う方針が示される可能性がある。復興の予算等に関しても予測しづらい部分があるため、事前に国とすり合わせができるようにするべきである。
- ・実際に被災者となった際には、よりよいまちにするというよりは、今まで住んできたまちや生活、コミュニティーを取り戻したいという気持ちが強く、その喪失感が埋まらないからこそ、復興に対してこうありたいと思う気持ちのギャップを感じる方が多いのではないか。
- ・被災していない状況で、市民の意見を取り入れながら合意形成を進めていく難しさや課題がある。

(4) 令和6年12月2日 委員会開催（第4回）

ア 議題

調査・研究テーマ「大地震により想定されるあらゆる被害実態に応じた事前復興の取組」について

イ 委員会開催概要

調査・研究テーマに関連する本市施策等について、当局から説明を聴取し、各会派から行政視察の調査活動から得られた他都市の事例などの報告を行った後、意見交換を行った。

【説明局】総務局・政策経営局・都市整備局・建築局・健康福祉局・
経済局

ウ 当局説明概要

本市における復興の取組について

- (ア) 災害復興本部及び震災復興基本計画について（政策経営局）
- (イ) 事前復興の取組（政策経営局）
- (ウ) 震災復興本部（政策経営局）
- (エ) 都市の復興（都市整備局）

(オ) 住まいの復興（建築局）

(カ) くらしの再建（健康福祉局）

(キ) 産業・経済復興（経済局）

上記の項目について統括調整チームである政策経営局をはじめ、分野別チームの各所管局から説明を聴取した。

エ 行政視察報告概要

(ア) 自由民主党

- ・ 視察月日： 8 月 5 ～ 6 日

- ・ 視察先及び視察項目

【宮城県南三陸町】

南三陸町における事前復興の取組について

【宮城県仙台市】

仙台市における災害に強いまちづくりについて

【宮城県塩竈市】

塩竈市における防災対策と復興まちづくりの取組について

- ・ 視察委員：黒川副委員長、瀬之間副委員長、東委員、磯部委員、大桑委員、横山（勇）委員

物理的な復興は進んでおり、南三陸町では庁舎や公共施設も高台に移転しているが、慣れ親しんだ町を離れることの苦労があった。仙台市では、津波想定区域の復興として、民間企業と一体となり、地域特性を生かした活用として新たなにぎわいの場を創出する取組等を行っていた。実際に被災した経験から、命を守る行動につなげるためのマニュアルを作成し、次の世代へ伝承するための取組を行っていた。

(イ) 公明党

- ・ 視察月日： 8 月 7 ～ 8 日

- ・ 視察先及び視察項目

【和歌山県湯浅町】

湯浅町における事前復興の取組について

【和歌山県和歌山市】

和歌山市事前復興計画について

- ・視察委員：安西委員長、行田委員、仁田委員

湯浅町では、令和４年から和歌山県と連携し、事前復興の計画を策定している。町役場を含む公共施設を高台に移転させ、平時から避難訓練や情報周知等、災害対策を進めている。迅速な復興につなげるための計画ではあるが、策定に当たっては非常に苦労した点も多かった。課題はあるものの、災害発生以前に復興する際の自治体の姿を示す取組は非常に重要である。

和歌山市においても事前復興の計画を策定しており、コンサルティング会社を使わず、市職員を中心に現場を歩いて計画をつくっている。市民の声を反映させるため、インターネットモニターでの調査、大学生や女性職員を対象としたワークショップなどを実施し多様な視点の把握に努めた。計画策定に当たり、様々な部署が関わり、市民の方や事業者にとっても利害が絡むことから、合意形成・意識醸成に苦労していた。

(ウ) 日本維新の会・無所属の会

- ・視察日時：10月30～31日
- ・視察先及び視察項目

【高知県中土佐町】

中土佐町における事前復興の取組について

【高知県】

高知県事前復興まちづくり計画について

- ・視察委員：大山委員、くしだ委員

中土佐町では、津波浸水想定区域内に位置していた公共施設の高台移転を進めてきた。移転に当たり、町民の反対もあったが、対話を重ねることで、理解が進んでいた。沿岸部においては、津波タワーを設置し、平常時は展望台として観光客に利用されている。

高知県では、高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例を制定し、県内の市町村に対して事前復興まちづくり計画策定を推進している。

(エ) 立憲民主党

- ・視察日時：11月13～14日

・視察先及び視察項目

【公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構（兵庫県神戸市）】

阪神・淡路大震災から学ぶ復興まちづくり等の取組について

【特定非営利活動法人大阪災害ボランティア（大阪府大阪市）】

発災時に備えた平時からの災害対応等の取組について

・視察委員：かざま委員、中山委員

人と防災未来センターでは、阪神・淡路大震災の教訓を後世に残し、震災と復興過程から得られた知識や知恵を世界に情報発信する取組を行っていた。学びながら楽しめるツアーとして組み込むことで、本市の防災センターにおいても生かせるところがあった。

NPO法人大阪災害ボランティアでは、地域住民の支援を目的とし、災害時における被害の軽減、災害関連死の根絶、地域社会の安全や子供の健全な育成を目指している。毎年テーマを設定し、2024年は少子高齢化に向け、世代間を超えて実践的な全体訓練、応急処置訓練を実施し、顔の見える訓練に取り組んでいた。

オ 委員意見概要

- ・地震に伴う火災が発生した際、仮設住宅の設置場所や設置数は地域ごとのリスク特性を考慮した上で、計画を立てることが望ましい。
- ・実際に能登では、復興の事業が進んでいる最中であり、すでに本市からも職員を派遣しているが、被災地で支援をしながら復興についても考えてほしい。
- ・横浜市震災復興マニュアルや都市整備局の被災市街地復興マニュアルなど職員向けのマニュアルがあることを初めて知った。復興の議論は議会と行政がしっかり話し合うべきである一方、利害が絡む話でもあるため、市民の皆様にも公開していく必要がある。
- ・地域の実情を把握したり、地域の方とのコミュニケーションを図ることは非常に重要であるため、都市整備局が行っている模擬訓練は、全市的に進めていけることが理想である。
- ・被災者の仮住まいとして、本市の人口規模を考えると確保している戸数に不安を感じる。また、具体的に作成されている配置計画図が約500か所の

うち約33か所となっており、複合的に想定をしていく必要があるため、単純な積算とはいかないかと思うが着実に進めてほしい。

- ・災害復興検討委員会で招集する方は決まっていはいないが、想定している方とは常にコミュニケーションを取れる関係を継続することが大事である。
- ・事前復興の考え方について、局間で温度差があるように感じる。本市が行っている防災・減災対策の事業の中にも事前復興につながることもあると思うが、明記されていない点がある。しっかり洗い出して、各局が同じ認識で事前復興の考え方をしっかり整理していくべきである。

(5) 令和7年2月6日 委員会開催（第5回）

ア 議題

調査・研究テーマ「大地震により想定されるあらゆる被害実態に応じた事前復興の取組」について

イ 委員会開催概要

調査・研究テーマについて委員会中間報告書構成案及び報告書のまとめについて意見交換を行った。

【説明局】総務局・政策経営局・都市整備局

ウ 委員意見概要

- ・職員向けではあるが、事前復興マニュアルというものの存在を初めて知ることができた。しかし、取組の内容に各局の温度差があるように感じられる点もあるため、是非市民の方へ公開し、市民の声を反映するような運用をお願いしたい。
- ・事前復興という言葉を知らない市民も多いと思うため、事前復興の重要性を周知する取組が必要である。
- ・復興する上で、地域コミュニティの存続が重要であるため、避難場所においてコミュニティがなくなるような運用をお願いしたい。
- ・事前復興を具体化していく上で、20年、30年後に横浜を担う子供がどのような街にしたいかという意見も取り入れながら検討することが重要である。
- ・ライフラインの途絶が大きなポイントになると思う。本市では上下水道の耐震性強化や避難所の環境整備などに、事前復興を踏まえて進めていることは評価できる。

- ・本市は人口が多く、様々な状況の方がいるため、被災生活のケアが心配される。事前復興の観点を取り入れた整備を進めていく必要がある。
- ・どこの地域もコミュニケーションの取り方の難しさがあるため、行政サイドと地域とが両輪となって計画を進められるような工夫をしていく必要がある。
- ・避難する場所の整備、燃え広がらないまちづくり、ライフラインの耐震化などと合わせて、災害弱者に対する訓練なども進めてほしい。
- ・どのような被害が発生しても対応できる具体的な対策を事前に準備することの難しさを改めて感じ、本市としてどのような形を目指していくのか詰めていく必要がある。そのために国内だけでなく海外の事例なども踏まえ検討していくことが重要である。
- ・被災していない状況下で市民の方に想定をしながら意見を出してもらうことは難しいと感じる。事前復興の取組を進める中で、どのような横浜市を目指していきたいか、どのような効果があるのか、丁寧な説明とともに意識や目標のすり合わせが必要である。
- ・本市が事前復興として取り組むこと、どの局がどのような流れで復興を進めていくのかを整理し、市民へ周知することが大切である。
- ・事前に準備しておくものを災害時にのみ使うのではなく、いろいろな形でふだんから活用することで、使い勝手も分かっているものだと思う。また、流通備蓄という言葉があるとおり、使いながら備蓄する考え方も必要である。

(6) 令和 7 年 4 月 25 日 委員会開催 (第 6 回)

当日の概要を記載

5 大地震により想定されるあらゆる被害実態に応じた事前復興の取組についてのまとめ

令和6年8月8日、日向灘で地震が発生し、宮崎県で震度6弱の揺れを観測したことに伴い、その後一週間にわたり、南海トラフ地震臨時情報が発表された。この初めてとなる臨時情報の発表は、地震に対する備えの重要性を改めて再認識することとなった。

被災した際に迅速かつ的確に復興が行えるよう、様々な被害を想定した復興まちづくりの事前準備を行うためには、本市における全ての局・区が、平時から共通の認識や温度感を持ち、組織体制や事務手順、目標等を明確にしておく必要がある。復興まちづくりが遅れた分だけ市民の生活の取り戻しが困難になることから、迅速に合意形成を図り、事業に取り組むことが求められる。合わせて被災者が望むコミュニティーやまちをつくることが重要である。

そのためには、本市の事前復興の取組を市民に公開し、どのような事前準備が必要なのかを共有することが極めて重要である。事前復興の取組を通じてあらかじめ課題や認識のずれを議論しておくことが、被災直後の混乱している状況下での迅速な復興につながるものである。また、本市の一部の区で実施している模擬訓練でのまち歩きやワークショップ形式の取組は、地域における事前復興の準備の推進にもつながり、いち早い復興に寄与するものである。

迅速な復興は、被災者復興につながる。復興の遅れによる二次避難を余儀なくされる前に、一次避難から仮住まいに向かう段階で復興を軌道に乗せる取組を仕組みとして考え、市民と共有して準備しておく必要がある。それぞれの地域においては、人と人がつながり、スマートフォン一つあれば情報が届けられる状況を整えておくことが、迅速な復興につながる第一歩でもある。

一方、本市会としても復興期にどのような対応をすべきか準備をしておく必要がある。行政の復興に対する取組を監視する上で必要な体制を整理し、市民の代表として、平時から地域住民の声を聞き、迅速な合意形成につなげられるような取組が重要である。

令和7年1月、阪神・淡路大震災から30年の契機を迎えた。当時の復興に対する教訓を改めて思い返し、今年度の本委員会での議論を踏まえ、市民・全ての局・区・市会が共通認識を持ち、事前復興への取組を進めていくべきである。

(注：記載されている肩書・名称等は当時のものである)

○ 減災対策推進特別委員会

委員長	安西英俊	(公明党)
副委員長	黒川勝	(自由民主党)
同	瀬之間康浩	(自由民主党)
委員	東みちよ	(自由民主党)
同	磯部圭太	(自由民主党)
同	大桑正貴	(自由民主党)
同	横山勇太郎	(自由民主党)
同	行田朝仁	(公明党)
同	仁田昌寿	(公明党)
同	かざまあさみ	(立憲民主党)
同	中山大輔	(立憲民主党)
同	大山しょうじ	(日本維新の会・無所属の会)
同	くしだ久子	(日本維新の会・無所属の会)
同	宇佐美さやか	(日本共産党)
同	深作祐衣	(国民民主党・無所属の会)